

議案第 1 1 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務手数料を定めるとともに、規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2表及び備考以外の部分中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る審査の」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく」に改める。

別表第2 3の項中「前号に掲げる場合」を「(1)」に、

「

当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1部分につき

」

を

「

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき
当該住宅の床面積の合計が200平方	1件につき

メートル未満のもの	
当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1 件につき

」

に改め、同項を同表 5 の項とする。

別表第 2 2 の項中「前号に掲げる場合」を「(1)」に、

「

当該部分の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1 部分につき
当該部分の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1 部分につき
当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき
当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき
当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき

」

を

「

当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1 件につき
当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1 件につき
当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 件につき
当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき

当該住戸の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき
当該住戸の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1 件につき

」

に改め、同項を同表 4 の項とする。

別表第 2 1 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、「（建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、「前号に掲げる場合」を「(1)」に改め、「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第 8 条第 1 号イ (1) に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下第 2 項において同じ。）」及び「（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下第 2 項において同じ。）」を削り、同項を同表 3 の項とし、同表 5 の項の次に 6 の項として次のように加える。

6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	19,100
			当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	56,400
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	90,000
			当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	113,000
			当該部分の床面積	1 部分に	141,000

			の合計が 2万5,000平方メ ートル以上のもの	つき	
	(2) (1) 以外の 非住宅 部分の 場合	ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1部分に つき	102,100
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	1部分に つき	165,100
			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上1 万平方メートル未 満のもの	1部分に つき	216,000
			当該部分の床面積 の合計が1万平方 メートル以上 2万5,000平方 メートル未満のもの	1部分に つき	260,000
			当該部分の床面積 の合計が 2万5,000平方 メートル以上のもの	1部分に つき	305,000
		イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1部分に つき	257,100
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	1部分に つき	366,700
			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 1万平方メートル 未満のもの	1部分に つき	453,000
			当該部分の床面積 の合計が1万平方 メートル以上 2万5,000平方 メートル未満のもの	1部分に つき	535,000
			当該部分の床面積 の合計が 2万5,000平方 メートル以上のもの	1部分に つき	610,000

別表第2に1の項及び2の項として次のように加える。

1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条	(1) 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1部分に つき	27,100
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	1部分に つき	80,400
			当該部分の床面積 の合計が5,000平	1部分に つき	128,000

	第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定		方メートル以上 1万平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	161,000		
			当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	201,000		
		(2) (1) 以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（5の項を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	145,700	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	235,700	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	309,000	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	371,000	
				当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	435,000	
				イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表（5の項を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	367,100
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	523,700
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	646,000
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	763,000
					当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	871,000
				2	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの

よる建築物
エネルギー
消費性能確
保計画の変
更に係る建
築物エネル
ギー消費性
能適合性判
定

		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	56,400
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	90,000
		当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	113,000
		当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	141,000
(2) (1) 以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	102,100
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	165,100
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	216,000
		当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	260,000
		当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	305,000
	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	257,100
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	366,700
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	453,000
		当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	535,000
		当該部分の床面積の合計が	1 部分につき	610,000

			2万5,000平方メートル以上のもの	
--	--	--	--------------------	--

別表第2備考第6項中「第3項」を「5の項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第5項中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第4項中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第3項中「変更認定申請手数料」を「変更認定申請手数料（以下「認定申請手数料等」という。）」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第2項中「第2項」を「第4の項」に、「第1項に規定」を「3の項に規定」に、「第2項に規定」を「4の項に規定」に、「第1項に掲げる」を「3の項に掲げる」に、「第2項に掲げる」を「4の項に掲げる」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第1項中「第1項に規定」を「3の項に規定」に、「第1項に掲げる」を「3の項に掲げる」に、「第33項の2第1号」を「33の2(1)」に、「第33項第1号の2」を「33(1)の2」に、「第33項の2第3号又は第4号」を「33の2(3)又は(4)」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考に第1項から第4項として次の4項を加える。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の事務手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の額は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合にあっては複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は非住宅部分とみなして算出した額とする。
- 2 適合性判定手数料等の額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上

であるものに該当する部分を有する建築物の場合にあつては当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

3 適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合にあつては非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分により算出した額とする。

4 適合性判定手数料等の額は、建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）の場合にあつては当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。